

【1994年7月21日】入院時食事療養費の標準負担額、付添看護に関わる経過措置、指定訪問看護などの改正について（諮問書）

医療保険審議会

平成6年7月21日

医療保険審議会

会長 宮澤 健一 殿

厚生大臣 井出 正一

諮問書

健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号）を施行することに伴い、別添のとおり、健康保険法施行令等の一部を改正すること等について、健康保険法第1条ノ2及び第44条ノ8第3項、船員保険法第2条ノ3並びに国民健康保険法第4条の2の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

第1 健康保険制度関係

1 入院時食事療養費の標準負担額に関する事項

(1) 低所得者の範囲は、次の者とする。

市町村民税非課税の者

標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の規定による要保護者となる者

(2) 平成8年9月までの低所得者に係る標準負担額を下記のとおりとすること。

低所得者	入院3か月まで	450円
	入院4か月以降	300円

〔一般については、法律で平成8年9月までの間600円とされている。〕

2 付添看護に係る経過措置に関する事項

(1) 付添看護を受けることができる患者は、重篤、術後又は寝たきりの状態にある者とする。

(2) 付添看護が平成7年度末まで経過的に認められる医療機関は、診療報酬上付添看護を行うことが認められている病院及び診療所とすること。

(3) 平成8年4月1日以後、付添看護が経過的に認められる医療機関の厚生省令で定める承認要件は次のとおりとすること。

計画開始の日から1年6月以内に付添看護を解消する計画（以下「解消計画」という。）を策定していること。

当該解消計画を平成8年3月31日までに都道府県知事に届け出て、当該解消計画を適正に実施していること。

(4) 当該医療機関において、付添看護が平成8年度以降に認められる期限は、当該解消計画の終了の日までとすること。

### 3 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準に関する事項

(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けた者から、厚生大臣が定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費として支給すべき額を控除した額に相当する金額を基本利用料としてその支払を受けるものとすること。

(2) 指定訪問看護事業者は、基本利用料のほか、利用者の選定に基づき提供される、長時間、休日、時間外の訪問看護に関し、その費用の範囲内で厚生大臣が定めるところにより算定した費用の額を超える利用料の支払及び訪問看護の提供に係る交通費、おむつ代等の実費相当額の支払を受けることができること。

(3) 以上のほか、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）については、指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）の例によること。この場合において、当該訪問看護ステーションが同時に老人訪問看護ステーションである場合は、当該訪問看護ステーションの管理者は、当該老人訪問看護ステーションの管理者と同一の者をもって充てることとし、当該訪問看護ステーションに係る運営規程、職員の勤務の体制及び会計の区分については、当該老人訪問看護ステーションに係るものと一体のものとして定めることができることとすること。

指定訪問看護の事業の取扱いに関する部分については、中央社会保険医療協議会の諮問事項であり、既に答申を受けている。

### 4 出産育児一時金の額に関する事項

出産育児一時金の額は、30万円とすること。

### 5 移送費の支給に関する事項

(1) 移送費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の旅費により費定した額（その額が現に当該移送に要した費用の額を超えるときは、当該現に移送に要した費用の額）とすること。

(2) 移送費の支給は、次のいずれにも該当すると保険者が認めた場合に行うこと。

移送の目的である療養が保険診療として適切であること。  
 患者が当該療養の原因である負傷、疾病により移動困難であること。  
 緊急その他やむを得ないこと。

## 第2 船員保険制度関係

船員保険の特性に対応しつつ、健康保険制度に準じた改正を行うこと。

## 第3 国民健康保険制度関係

健康保険制度に準じた改正を行うこと。

### 健康保険法等の一部を改正する法律に係る国会修正

修正内容（改正法の附則。一部は厚生大臣告示事項）

1. 入院時の食事の一部負担について、平成8年9月末までの2年間の経過措置を設ける。
2. 低所得者の長期入院の患者に係る食事負担について、軽減措置を講じる。
3. 施行後3年を目途とした給付と費用負担の在り方等に関する検討の規定を設ける。

#### 入院時の食事に係る標準負担額

		政府案 平成6年10月 ~	国会修正等による 経過措置 平成6年 10月~8年9月
一般		800円	600円
低所得者（市町 村民税非課税世 帯等）	3ヶ月目までの入院	660円	450円
	4ヶ月目以降の入院		300円
市町村民税非課税世帯等の老齢福祉年 金受給権者		300円	200円

注1）法律には一般の場合の経過措置の金額（600円）を規定。他は告示事項。

- 2）平成8年10月から法律の本則に戻る（その際、低所得者の4ヶ月日以降の入院については、500円とする。）

#### 施行後3年を目途とした検討規定（改正法附則第66条）

『医療保険者法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後にお

けるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。』

入院時の食事に係る給付の見直し

(現行)

<p>診療等 (療養の給付)</p> <p>給食 (療養の給付)</p>	<p>一部負担 (入院時)</p> <p>本人 = 1割 家族 = 2割 国保 = 3割 老人 = 700円/日</p>
--	--

(改正後)

<p>診療等 (療養の給付)</p>	<p>一部負担 同上</p>
<p>食事の提供 (入院時食事療養費)</p>	<p>定額負担 (平成8年10月～平成8年9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設異なり1日600円</li> <li>・住民税非課税世帯については              &lt; 3か月目まで入院450円              &lt; 4か月目以降の入院300円</li> <li>・住民税非課税世帯の老齢福祉年金の受給              者については200円</li> </ul>

標準的な費用

健康保険法（抄）

大正十一年四月二十二日法律第七十号

〔入院時食事療養費〕

第四十三条ノ十七

被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ第四十三条第三項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス

入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付食事療養ニ要スル平均的ナル費用ノ額ヲ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ平均的ナル家計ニ於ケル食費ノ状況ヲ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル額（所得ノ状況其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ命令ヲ以テ定ムル者ニ関シテハ別ニ定ムル額以下標準負担額ト称ス）ヲ控除シタル額トス

～（略）

健康保険法等の一部を改正する法律（抄）

平成六年六月二十九日法律案五十六号

附則

第四条（略）

2（略）

3 新健保法第四十三条ノ十七第二項（新健保決算六十九条の三十一において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する標準負担額は、新健保法第四十三条ノ十七第二項の規定にかかわらず、平成八年九月三十日までの間、六百元（同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）とする。

健康保険法改正法附則において平成8年度以降付添看護が認められる経過措置の要件等について

【経過措置の条文】

平成8年3月31日（付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日後厚生省令で定める日）までの間 [付添療養費が支給できる。]

## 【経過措置の枠組】

付添療養費が支給される医療機関の厚生省令で定める承認要件

計画開始の日から1年6月以内に付添看護を解消する計画（以下「解消計画」という。）を策定していること。

当該解消計画を平成8年3月31日までに都道府県知事に届け出て、当該解消計画を適正に実施していること。

厚生省令で定める日

解消計画の終了の日まで

## 【基本的な考え方】

### 1. 7年度末までに付添看護を解消することが原則

8年度以降の付添看護は健康保険法改正法附則により例外的な措置と位置付けられており、個別の医療機関ごとの承認制度の下、適切な指導・監督が行われることとなる

### 2. 7年度末までに付添看護の解消が計画的に進められるよう、中医協の諮問・答申を踏まえ、診療報酬上、特別介護料、病院に対する解消計画加算等の措置を講ずる。

### 3. 施行日である10月1日の段階で、7年度末までの診療報酬上の措置、経過措置の対象となる医療機関の枠組みを示すことにより、また、病院については、診療報酬上の解消計画と経過措置との関係を明確にし、計画的な解消に資することとする。

健康保険法等の一部を改正する法律（抄）

平成六年六月二十九日法律第五十六号

附則

## 第四条

厚生大臣の定める病院又は診療所（新健保治第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）において、新健保法第四十三条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保健者又は被保険者であった者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看護（以下この項において「付添看護」という。）を受けたときは、平成八年三月三十一日（付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その後厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新健保法第四十四条ノ二又は新健保法第六十九条の十四第一項（新健保法第六十九条の二十六第四項において準用する場合を含む。）に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

### 2 前項の規定は、健康保険法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養につい

て準用する。

3(略)

指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準  
(医療保険審議会関連部分)

(1) 人員基準

在宅の寝たきり老人等への訪問看護サービスが適切に提供される体制を確保するために、従業員の員数、管理者等について規定。

従業者の員数

- ・老人訪問看護ステーションには、常勤換算で2.5人以上の保健婦(士)、看護婦(士)、准看護婦(士)を配置すること。
- ・理学療法士、作業療法士については実情に応じた適当数を配置すること。

管理者

- ・老人訪問看護ステーションには、専従の管理者を配置すること。
- ・管理者は、原則として保健婦(士)又は看護婦(士)でなければならないこと。
- ・管理者は、必要な知識・技能を有しなければならないこと。

(2) 運営基準

事業の円滑な実施を確保するために必要な管理的事項、市町村等との連携、手続的事項、主治医との関係、老人訪問看護計画書の作成、利用料等について規定。

管理的事項

- ・管理者は、職員を管理するとともに、設備・備品等の衛生管理に努めなければならないこと。
- ・指定老人訪問看護事業者は、運営規定及び勤務体制を定めておかななければならないこと。

設備・備品

- ・老人訪問看護ステーションには、運営に必要な広さを有する事務室を設けるとともに、必要な設備・備品を備えなければならないこと。

市町村等との連携

- ・指定老人訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、市町村等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めなければならないこと。

利用料

- ・指定老人訪問看護事業者は、あらかじめ、利用者等に利用料の内容・金額について説明を行い、理解を得なければならないこと。

その他

・ 緊急時の対応、運営規定の概要や勤務体制に関する揭示・提示、従業員の秘密保持、  
広告、会計区分、記録整備、事業報告について規定。

### 出産育児一時金の創設について

#### (1) 趣旨

子供が健やかに生まれ育つ環境づくりという観点から給付の充実を図る。

#### (2) 考え方

「分娩」という保険事故に対する一時金である「分娩費」と「育児手当金」を包括化し、分娩に伴い一時的に発生する主な費用を補填できるよう、出産育児一時金として、大幅に給付を改善する。(配偶者については、配偶者出産育児一時金)

従来の分娩費は、報酬比例(標準報酬の1/2、最低保障額24万円)であったが、収入に関わらず、分娩に伴う費用は基本的に同一と考えられるため、大幅な給付改善に伴い、報酬比例の仕組みを改め、被保険者も被扶養者も定額の支給とするものとする。

#### (3) 支給額

30万円(政令で規定)

### 移送費について

#### 1. 支給要件

次のいずれにも該当すると保険者が認めた場合に移送費を支給する。

移送の目的である療養が保険診療として適切であること。

患者が当該療養の原因である負傷、疾病により移動困難であること

緊急その他やむを得ないこと

#### 2. 支給額

移送費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の旅費により算定した額(その額が現に当該移送に要した費用の額を超えるときは、当該現に移送に要した費用の額)とすること。

医師、看護婦等の付添人が同乗した場合のその人件費等は、療養費として支給する。

#### 移送に係る療養費の1件あたり支給状況

	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度
健保	43千円	44千円	52千円	50千円	51千円	32千円
船保	279千円	304千円	298千円	90千円	479千円	404千円

健康保険法（抄）

大正十一年四月二十二日法律第七十号

〔移送費〕

第四十四条ノ十四

被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）療養ノ給付（特定療養費ニ係ル療養ヲ含ム）ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ移送費トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

前項ノ移送費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス